

宇多津町

夜の寺院での特別体験ツアー

夜の寺院の静寂な空間で精進料理やお酒を楽しみながら、住職や文化財専門員から歴史や文化財についてのお話を聴ける特別な体験です。
通常是非公開の「薬師如来像」や国指定重要文化財「木造千手観音立像」の特別公開に加え、県指定重要文化財「船屋形茶室」も特別に開放されます。
さらに、護摩祈祷体験もご用意しています。(体験内容は寺院ごとに異なり、選択制です。)
専門家による丁寧な解説で理解を深め、寺院ならではの神聖な空気と心の豊かさが調和した、かけがえのないひとときをお過ごしください。

定員 各ツアー8名

お申し込みは各プラン枠内二次元コードからお願いします。

コース1 「圓通寺」での体験プラン

令和8年11月24日(火)



行程

17:45 宇多津駅 集合 ジャンボタクシーにて圓通寺へ
18:00 圓通寺 到着
18:05 境内見学・文化財見学
18:25 **特別体験**【護摩祈祷体験と県指定有形文化財の専門員解説付き特別公開】
18:50 精進料理とお酒提供
20:00 終了 ジャンボタクシーにて宇多津駅へ
20:15 宇多津駅到着後、解散

食事

朝:ー
昼:ー
夕:○

旅行代金

2,000円

大人・小中学生同額
幼児(小学生未満)無料



コース2 「西光寺」での体験プラン

令和8年11月30日(月)



行程

17:45 宇多津駅 集合 ジャンボタクシーにて西光寺へ
18:00 西光寺 到着
18:05 境内見学・文化財見学
18:25 **特別体験**【日本唯一!専門員の案内付きで県指定有形文化財「舟屋形茶室」の特別開放と県指定有形文化財「徳川光圀書状」特別公開】
18:50 精進料理とお酒提供
20:00 終了 ジャンボタクシーにて宇多津駅へ
20:15 宇多津駅到着後、解散

食事

朝:ー
昼:ー
夕:○

旅行代金

2,000円

大人・小中学生同額
幼児(小学生未満)無料



コース3 「聖通寺」での体験プラン

令和8年12月5日(土)



行程

16:45 宇多津駅 集合 ジャンボタクシーにて聖通寺へ
17:00 聖通寺 到着
17:05 境内見学・文化財見学
17:25 **特別体験**【専門員解説付きで「木造千手観音立像」と「石造薬師如来坐像」の特別公開】
17:50 精進料理とお酒提供
19:00 終了 ジャンボタクシーにて宇多津駅へ
19:15 宇多津駅到着後、解散

食事

朝:ー
昼:ー
夕:○

旅行代金

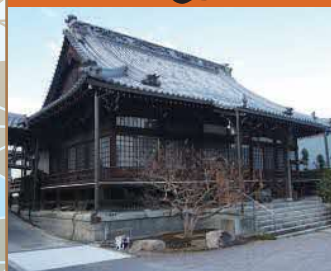
2,000円

大人・小中学生同額
幼児(小学生未満)無料



コース4 「本妙寺」での体験プラン

令和8年12月11日(金)



行程

17:45 宇多津駅 集合 ジャンボタクシーにて本妙寺へ
18:00 本妙寺 到着
18:05 住職による寺院の案内
18:25 **特別体験**【本妙寺七不思議のお話】
18:50 精進料理とお酒提供
20:00 終了 ジャンボタクシーにて宇多津駅へ
20:15 宇多津駅到着後、解散

食事

朝:ー
昼:ー
夕:○

旅行代金

2,000円

大人・小中学生同額
幼児(小学生未満)無料



お問い合わせ

(株)JTB高松支店 担当:山田・尾崎

TEL:087-822-0033 Mail:y_yamada100@jtb.com

宇多津町夜の寺院での特別体験ツアー

お申込について

チラシ表面の各コース二次元コードからお申込みいただいた後にお送りするメールを持って申込完了とさせていただきます。
催行の確認用URLは受付完了メールに記載されます。
期限内に確認用URLより旅行代金をお支払いください。

※振込手数料はお客様負担でお願いいたします。

	催行日	申込締切日	キャンセル料発生日
コース①	令和8年11月24日(火)	令和8年11月16日(月)	下部記載取消料期日に従う
コース②	令和8年11月30日(月)	令和8年11月22日(日)	
コース③	令和8年12月 5日(土)	令和8年11月27日(金)	
コース④	令和8年12月11日(金)	令和8年12月 3日(木)	

■ 催行日:コース①「圓通寺」11月24日(火)・コース②「西光寺」11月30日(月)
・コース③「聖通寺」12月 5日(土)・コース④「本妙寺」12月11日(金)

■ 食事回数:(全日程共通)朝食0回・昼食0回・夕食1回 ■ 最少催行人数:1名

■ 添乗員:同行します。

■ 募集人数:1行程最大8名

■ 旅行代金に含まれるもの:体験費用・食事代

食 事
イメージ



2026年9月作成

必ずお読みください 下記事項及び各プランの掲載内容を必ずご確認の上お申込ください。

●最少催行人員:1名 ●お申込締切日:各ツアーによって異なりますので、上記表をご確認ください。

●子ども・幼児について 大人代金・小学生代金は同額です。

●食事について ●食物アレルギーに関しては、必ずお申込時にお申し出ください。ご旅行中は、厳密な「アレルギー物質除去食」の提供はできません。アレルギー対応で追加代金が発生する場合、現地払いとなります。

●その他ご注意 掲載されている施設の情報は、営業時間、食事場所・内容・時間等が予告なく変更となったり、サービスの提供が中止となる場合があります。●天候等の諸条件により、記載の観光内容がご覧いただけない場合があります。●「国内旅行総合保険」をおすすめします。販売店係員にお尋ねください(一部お取り扱いできない販売店があります)。

お申込のご案内(お申込いただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。) お申込の際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込ください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB高松支店(高松市丸亀町8-23 観光庁長官登録 旅行業第64号。以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。なお、パンフレットに記載された旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、当パンフレット記載の旅行条件が適用されます。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- 1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- 2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- 3)申込金:旅行代金全額

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが開票の場合は当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などを支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料(日帰り旅行用)

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
1) 11日目にあたる日以前の解除	無 料
2) 10日目にあたる日以降の解除(3～6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注射のないかぎりエコノミークラス)、宿泊代金、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税を含みます)。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(。コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人の費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することができます。
・死亡補償金:1500万円 ・入院見舞金:2～20万円 ・通院見舞金:1～5万円

・携行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(ただし、補償対象品1個または一対あたり10万円を限度とします。)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社らは、社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「会員」という)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」と(以下「通信契約」という)を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

- 1)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- 2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)
- 3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情

●お申込み・お問合せは

(株)JTB高松支店 ☎(087)822-0033

観光庁長官登録旅行業第64号(一社)日本旅行業協会正会員

〒760-0029 高松市丸亀町8番地23 丸亀町グリーン東館3階

■営業時間/9:30～17:30(土・日・祝日休業)

■総合旅行業務取扱管理者 瀧本 文雄

旅行企画・実施

株式会社 JTB高松支店

観光庁長官登録旅行業第64号 一般社団法人 日本旅行業協会正会員
高松市丸亀町8-23 丸亀町グリーン東館3F 〒760-0029



ボンド保証会員
一般社団法人日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

※写真はイメージです。